

住宅の新築、増改築、改修をお考えの皆様に朗報！



現在、佐呂間町では持ち家住宅の促進と町内建設産業の振興、雇用の安定を図ることを目的に、町内業者に施工を依頼して、町内に住宅を新築、改築、増築、改修する者に対し経費の一部を助成する支援措置を平成21年4月1日から導入する計画があります。

平成21年4月1日から

町の助成が予定されています

商工会員である町内業者に施工依頼して
住宅を新築、改築、増築すると
1㎡あたり15,000円を助成！

最大200万円！

※ 改築とは、建物の構造・規模・用途が大きく異なる建物の立替をいいます。

商工会員である町内業者に施工依頼して
助成の対象となる工事費用が
50万円(税抜)以上の住宅改修工事をすると
改修費の10%を助成！

最大100万円！

※ 住宅の主要構造部の耐久性及び安全性の向上、住宅の性能の向上を目的とした改修工事が対象となります。

※ 改修工事には、内装仕上げ材のみを取り替える工事など助成の対象にならないものもあります。